

西東京市子ども条例に基づく取組について（報告）

1 子ども相談室について

- (1) 開設日 令和元年8月1日（木）
 (2) 開設場所 西東京市住吉町六丁目 15 番 6 号 住吉会館 2 階
 (3) 相談体制 子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）（非常勤特別職）
 子どもの権利擁護相談・調査専門員（以下「専門員」という。）（嘱託員）
 (4) 相談受付 電話（フリーダイヤル）又は相談室窓口
 [月曜日から金曜日まで 午後 2 時から午後 8 時まで
 土曜日 午前 10 時から午後 4 時まで]
 (5) 開設について広報 市報 8 月 1 日号のほか、市のホームページ

2 子ども相談室等の愛称について

- (1) 愛称の対象 ・子ども相談室
 ・擁護委員（専門員を含む）（以下「擁護委員等」という。）
 (2) 募集と決定

年月	取組内容
令和元年 6～7 月	・市内公立中学校 9 校の各生徒会を訪問し、愛称の募集について説明、依頼
8 月	・小学生のワークショップを実施し、全ての応募の中から、愛称の対象毎に 3 案まで選出（8 月 17 日） ・ホームページ等での公表のほか、各校内掲示板、児童館や子ども食堂等の子どもが集まる施設で公表
9 月	・小学校におけるクラス投票により愛称を決定 子ども相談室： ほっとルーム 擁護委員等： CPT （children protect team、～子どもの笑顔を守るため～）
9 月～	・ホームページ等での発表 ・市報（10 月 15 日号）、子ども相談室機関紙等での周知

(3) 投票結果の表彰

市民まつりにおいて、選ばれた愛称を応募した各中学校生徒会を表彰する。

【愛称募集について教育委員会との連携】

愛称募集にあたって、早い時期から教育委員会との連携を図った。

5 月中旬には、教育部統括指導主事から愛称募集の取組について各校長宛に連絡、統括指導主事の助言等も受けながら、事務局が学校と訪問日の調整を図ったため、擁護委員等による 9 校の中学校生徒会への訪問がスムーズであった。

3 西東京市子ども条例副読本等（以下「副読本等」という。）制作について

(1) 概要

西東京市子ども条例に基づく「西東京市子ども条例副読本」(小学校6年生向け)及び、中学生と保護者、地域市民向けに、子ども条例の内容を説明する広報冊子を、教育委員会と連携し制作する。

(2) 副読本等制作支援業務を委託する事業者を選考

教育部統括指導主事も含めて構成した副読本等制作支援業務委託事業者選考委員会を設置し、令和元年6月24日企画提案方式により、事業者を選考した。

(3) 副読本等制作会議

副読本等制作会議の組織には、教育指導課指導主事、協働コミュニティ課長、児童青少年課児童館長を含む。

教育委員会と連携の上、大学ゼミと協働し、制作する。

(4) 制作時期

令和元年12月27日まで

(5) 教育委員会活用時期

令和2年1月から

4 子ども条例市民向け講座（シンポジウム）

(1) テーマ 「(仮) 子ども相談室（子どもの相談・救済）について」

(2) 日程 令和2年2月1日（土） ※時間は調整中

(3) 場所 コール田無 多目的ホール